

**令和2年度第1回江別市情報公開審査会
会 議 録**

日 時：令和2年5月19日（火）

18：00～18：30

場 所：江別市民会館37号室

出席者：田口会長・伊藤副会長・石黒委員・龍田委員・松本委員
白崎総務部次長・伊藤総務課長・米山総務係長・熊澤法制係長・佐賀主事・
難波主事
（傍聴者なし）

1. 開会

田口会長： ただいまから令和2年度第1回江別市情報公開審査会を開会いたします。

2. 会長挨拶

田口会長： 始めに私から挨拶いたします。
（会長挨拶）

3. 議事

（1）報告事項 令和元年度情報公開制度の実施状況について

田口会長： それでは、（1）報告事項、ア令和元年度情報公開制度の実施状況についてを議題といたします。

事務局から報告をお願いします。

米山係長： 私から、令和元年度情報公開制度の実施状況についてご説明いたします。

始めに1ページの資料1「令和元年度情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度運用状況集計表」をご覧ください。

まず、（1）の情報公開制度であります。実施機関ごとの件数では、市長が実施したものについては、全部公開が3件で前年度比1件の増、一部公開が10件で前年度比3件の増、全部非公開が1件で前年度比1件の増、不存在が3件で前年度比2件の減で、計17件で前年度比3件の増となっております。

教育委員会が実施したものについては、全部公開が0件で前年度比2件の減、一部公開が2件で前年度比1件の増、不存在が1件で前年度比1件の増

で、計3件で前年度と同数となっております。

議会が実施したものについては、全部公開が0件で前年度比3件の減となっております。

水道事業管理者が実施したものについては、全部公開が1件で前年度と同数、一部公開が4件で前年度比4件の増、不存在が2件で前年度比2件の増で、計7件で前年度比6件の増となっております。

消防長が実施したものについては、全部公開が3件で前年度と同数、一部公開が1件で前年度比1件の増、不存在が1件で前年度比1件の増で、計5件で前年度比2件の増となっております。

この結果、全体では件数は32件となり、前年度比8件の増となっております。

次に、(2)個人情報保護制度であります。後ほど個人情報保護審査会で説明いたしますのでここでの説明は省略いたします。

次のページ、2ページの資料2「情報公開及び個人情報開示請求件数の推移」をご覧ください。

平成22年度からの請求件数とその推移をグラフで表したものであります。

請求件数が30件を超える年度もありますが、全体を通して請求件数は20件前後で推移しており、令和元年度は25件となっております。

なお、資料1の件数32件と、件数が合致しないのは、1回の請求で複数の情報公開を請求したケースが7件あることによるものであります。

次に3ページ、資料3「令和元年度情報公開制度の実施状況」をご覧ください。情報公開の個別の内容であります。以下、一部公開及び不存在の決定をした案件について説明いたします。

NO. 4の「株式会社帝国データバンクの商品を利用した部署、商品名、金額がわかる公文書（平成30年度分、納税課）」につきましては、法人の口座情報を江別市情報公開条例第7条第2号に規定する法人に関する情報として、この部分を非公開としております。

NO. 5の「株式会社帝国データバンクの商品を利用した部署、商品名、金額がわかる公文書（平成30年度分、企業立地課）」につきましては、法人の口座情報を江別市情報公開条例第7条第2号に規定する法人に関する情報として、この部分を非公開としております。

NO. 6の「株式会社帝国データバンクの商品を利用した部署、商品名、金額がわかる公文書（平成30年度分、情報図書館）」につきましては、法

人の口座情報を江別市情報公開条例第7条第2号に規定する法人に関する情報として、この部分を非公開としております。

NO. 8の「①平成31年度江別市国民健康保険診療明細書点検等業務委託契約書及び指名業者一覧」につきましては、法人の印影を江別市情報公開条例第7条第2号に規定する法人に関する情報として、この部分を非公開としております。

②「平成31年度生活保護法等診療報酬明細書点検業務における文書」につきましては、当該業務を委託しておらず、当該公開請求に係る公文書を保有していないため、不存在としております。

次に4ページをご覧ください。

NO. 9の「(1) マクドナルド上江別高台ショッピングセンター店、①防火管理者選任届出書、②消防計画作成届出書、③自衛消防訓練通知書、(2) ツルハドラッグ上江別店、(3) DCMホームック上江別店、④防火対象物定期点検報告書、⑤指定防火対象物使用開始届出書、(4) エコラックスランドリー上江別店、⑥消防用設備等点検結果報告書、⑦給湯湯沸設備設置届出書」の「いずれも直近提出分」につきましては、防火管理者の職・氏名・生年月日、住所、印影を、江別市情報公開条例第7条第1号に規定する個人情報に関する情報に該当するものとしてこの部分を非公開に、法人の印影を江別市情報公開条例第7条第2号に規定する法人に関する情報としてこの部分を非公開としております。

また、(2) ツルハドラッグ上江別店の③自衛消防訓練通知書につきましては、公開請求日である令和元年7月17日時点において、当市で保有していなかったため不存在としております。

NO. 10の「江別市野幌町2番地の2の工作物に係る確認申請書類一式」につきましては、設計者の氏名、印影及び建築士登録番号を江別市情報公開条例第7条第1号に規定する個人に関する情報に該当するものとしてこの部分を非公開に、法人の印影及び構造計算書を、江別市情報公開条例第7条第2号に規定する法人に関する情報として非公開としております。

NO. 11の「江別市経済審議会委員の①条例、規則の一部改正について、②市民公募について、③選考委員会の開催について、④市民公募委員の選定について」につきましては、応募者の氏名、生年月日、住所、職業、電話番号、FAX番号、携帯番号、メールアドレス、経歴を江別市情報公開条例第7条第1号に規定する個人に関する情報に該当するものとして非公開としております。

NO. 12の「江別市立病院の役割とあり方を検討する委員会の①委員会委員の公募について②公募委員選考委員会の開催について③市民公募委員の選定について」につきましては、応募者の氏名、生年月日、住所、職業、連絡先、経歴を江別市情報公開条例第7条第1号に規定する個人に関する情報に該当するものとして非公開としております。

NO. 14の「江別市介護保険事業等運営委員会の①委員の公募、選考、選考結果に係る全ての文書②委嘱する委員の名簿」につきましては、応募者の氏名、生年月日、住所、連絡先、職業、勤務先、勤務先の住所、現在委嘱されている江別市の審議会の名称及び委嘱期間を江別市情報公開条例第7条第1号に規定する個人に関する情報に該当するものとして非公開としております。

NO. 15の「①江別市の地番の載った図面（2018年の登記異動修正済の電磁的記録）、②土地・家屋課税台帳の電磁的記録、③土地・家屋課税台帳の電磁的記録の他に、江別市内の登記されている土地・家屋の登記情報のうち、登記名義人、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年月日の情報を含む一覧の電磁的記録」につきましては、①江別市の地番の載った図面（2018年の登記異動修正済の電磁的記録）は、江別市手数料条例第2条及び別表第1に「地籍に関する図書・公募等の閲覧手数料300円」として、交付の手続が定められているため、江別市情報公開条例第16条に該当するものとして非公開とし、②土地・家屋課税台帳の電磁的記録は、地方税法第382条の2に閲覧の手続が定められているため、江別市情報公開条例第16条に該当するものとして非公開としており、③土地・家屋課税台帳の電磁的記録の他に、江別市内の登記されている土地・家屋の登記情報のうち、登記名義人、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年月日の情報を含む一覧の電磁的記録につきましては、土地・家屋課税台帳の電磁的記録の他に、請求内容を含む公文書は存在しないため、不存在としております。

次に5ページをご覧ください。

NO. 16の「江別市公共下水道浄化センター管理棟中央監視設備更新及び江別市公共下水道小規模ポンプ所電気設備更新工事の設計書」につきましては、刊行物単価を江別市情報公開条例第7条第2号に規定する法人等に関する情報により非公開とし、間接工事費、設計技術費及び一般管理費等の金額を、入札の最低制限価格の算出に用いる合計値等の設計積算に関する情報

であるため、江別市情報公開条例第7条第5号に規定する市が行う事務又は事業に関する情報に該当するものとして非公開としております。

NO. 17の「江別市上下水道事業運営検討委員会の、①設置に係る文書、②市民公募に係る平成25年度、平成27年度、平成29年度及び令和元年度の全ての文書」につきましては、応募者の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、主な経歴及び地域活動や市の審議会などの参加経験、を江別市情報公開条例第7条第1号に規定する個人に関する情報に該当するものとして非公開としております。

NO. 18の「平成16年度から平成30年度までの間に契約した建設工事のうち、競争入札を行った工事についての下記文書①契約台帳、②入札経過表、③入札参加有資格者調書」につきましては、平成19年度から平成30年度分について、最低制限価格を、以後の同種契約に関する最低制限価格及び低入札調査基準価格を類推する材料となることから、江別市情報公開条例第7条第5号に規定する市が行う事務又は事業に関する情報に該当するものとしてこの部分を非公開に、平成16年度から平成18年度分につきましては、江別市文書編集保存規程第7条において、その他10年保存が必要な文書と定められており、既に保存期間が経過しており、文書を破棄しているため、不存在としております。

NO. 19の「平成16年度から平成30年度までの間に契約した建設工事のうち、競争入札を行った工事について以下の文書及び各年度の江別市競争入札参加資格者名簿（工事・工事関連委託）①契約台帳、②開札記録票、③工事契約状況一覧④総合評価落札方式実施状況」につきましては、「最低制限価格及び低入札調査基準価格」を、以後の同種契約に関する最低制限価格及び低入札調査基準価格を類推する材料となることから、江別市情報公開条例第7条第5号に該当するものとしてこの部分を非公開に、平成22年度以前の②開札記録票については、江別市文書編集保存規程第7条に定める、保存期間が5年の文書に該当し、既に廃棄しているため不存在とし、平成21年度以前の④総合評価落札方式実施状況につきましては、江別市では平成22年度から総合評価落札方式を試行しているため、平成21年度以前の実績がないため、不存在としております。

NO. 21の「平成27年度江別小学校等用地確定測量委託の内旧国道12号線用地確定測量に係る資料」につきましては、法人の印影を江別市情報公開条例第7条第2号に規定する法人に関する情報として非公開としております。

NO. 22の「平成29年4月以降に合同会社ギルド・ゼロ（またはギルド・ケア）から出された生活保護に関する要望書や意見書と、それに対する江別市役所の回答文」につきましては、法人の印影及び当該法人について当該法人以外の者が評したと受け取られる部分を、江別市情報公開条例第7条第2号に規定する法人に関する情報として非公開とし、個人を特定できる部分についてを、条例第7条第1号に規定する個人に関する情報として非公開としております。

次に6ページをご覧ください。

NO. 23の「江別市上下水道事業運営検討委員会の①令和元年選考結果通知の返戻に係る全ての文書、②平成25年、平成27年、平成29年及び令和元年の公募選考に係る次の文書、（1）市民の声及びその他の意見、照会、回答、（2）選考委員の職氏名及び選考委員会の開催結果、（3）選考委員ごとの選考評価、③令和元年12月20日公文書公開決定通知に係る決裁文書」について、①、②（1）、③は、応募者及び投書者の氏名、住所、電話番号、メールアドレスを、江別市情報公開条例第7条第1号に規定する個人に関する情報として非公開としており、②（2）選考委員の職氏名及び選考委員会の開催結果につきましては、選考委員の氏名を記載した文書及び、選考委員会の会議録は作成していないため不存在とし、②（3）選考委員ごとの選考評価については、選考に当たって、氏名を記載する様式を使用しておらず、どの委員がどう評価しているか明確な書類が存在しないため、不存在としております。

NO. 24の「江別小学校の敷地取得年次、取得面積、取得金額、取得の相手方の分かる書類一式」につきましては、売主である個人及び平成27年5月末現在の土地所有者である個人の氏名（出版物等により公にされているものを除く。）を、江別市情報公開条例第7条第1号に規定する個人に関する情報として非公開とし、売主である法人及び平成27年5月末現在の土地所有者である法人の名称（出版物等により公にされているものを除く。）を、江別市情報公開条例第7条第2号に規定する法人に関する情報として非公開としており、取得金額が分かる書類（平成29年2月の国有地購入分を除く。）については、請求内容を含む公文書が存在しないため、不存在としております。

以上でございます。

田口会長： ありがとうございます。米山総務係長から報告を受けましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

伊藤副会長： NO. 16の公開すべきでない情報として、単価が挙げられていることについて、刊行物について9年前にも同じ事例がありました。刊行物の種類と単価を公開できない理由は何でしょうか。

米山係長： 平成25年に請求がありましたが、該当の刊行物は本であり著作権の関係や書籍に掲載されている情報であるため、法人に関する情報として非公開といたしました。

伊藤副会長： 「出版物」に掲載されている情報は誰にでも見ることができるもので、「刊行物」に掲載されている情報が一般の目に触れないようにするものではないのでしょうか。

米山係長： 平成25年に請求があった際に、刊行物については著作権者の利益を害するおそれがあるため非公開とするのが妥当と審査会で判断したことから、今回も非公開といたしました。

伊藤副会長： 刊行物への記載ではないという認識でよろしいでしょうか。

米山係長： はい、出版物に記載されている単価を水道部の方でそのまま適用しているため、非公開としております。

田口会長： 個人で該当の出版物を見ることはできるということでしょうか。

米山係長： はいそうです。

田口会長： 審議会委員、個人候補者の情報が多く求められている印象を受けるが、情報公開請求をしたのは同一の方でしょうか。

米山係長： 委員会関係については同一の方の請求です。

田口会長： NO. 17とNO. 23、NO. 21とNO. 24は連動しているような気がするのですが、上下水道事業運営に何か問題があったということでしょうか。

米山係長： NO. 17とNO. 23については同一の方による請求です。NO. 17で一部公開となっていますが、NO. 23については選考結果自体の受け取り拒否をされた部分について公開請求があったものです。NO. 21とNO. 24はそれぞれ別の方による請求です。

田口会長： 上下水道の情報公開については社会的な問題があったのではなく、個人的な請求によるものということでしょうか。

米山係長： そうです。

伊藤副会長： NO. 23について、不存在の理由として選考委員の氏名を記載した文書及び会議録は作成していないためとされているのですが、何かの選考を行う際に、選考委員の氏名がどの文書にも記載がないということはあるのでしょうか。

米山係長： 選考に当たっては、江別市上下水道事業運営検討基準の中で、役職名で選考委員が誰であるかを判断しており、選考表の中では委員の氏名を記載したものは作成しておりません。ただ、決裁を行う際に選考委員が確認をし、不正がないようにしております。

田口会長： 以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

(2) その他

田口会長： 次にその他について、委員の皆様から何かございませんか。(なし)

田口会長： その他について、事務局からありませんか。

総務課長： ございません。

4. 閉会

田口会長： 以上で、「令和2年度 第1回江別市情報公開審査会」を閉会いたします。